

## 2 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

### 1 開催日時

平成26年2月13日(木) 13:30～16:00

### 2 出席者

委員	委員長	永田 政信
	委員	野口 哲彦
	委員	松尾 洋子
	委員	江口 真由美
	教育長	黒田 哲夫

事務局	教育次長	山下 健一郎
	教育総務課長	市瀬 昭広
	教育総務課参事	畑田 憲一
	学校教育課長	丹野 平三 (欠席)
	学校教育課参事	大場 祥一
	学校教育課係長	堺 邦寿
	文化振興課長	本田 嘉彦
	社会教育課長	上野 修
	こども未来部長	山口 正幸
	こども政策課長	高取 和也
	こども政策課係長	山中 さと子
	教育総務課係長	喜々津 ちあき

### 3 議事結果

#### 《議案》

第3号議案 大村市立幼稚園園則の改正について

第4号議案 大村市立認定こども園規則の制定について

- 第 5 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例施行規則及び大村市公印規則の一部を改正する規則の  
制定について
- 第 6 号議案 平成 2 5 年度大村市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 7 号議案 平成 2 6 年度大村市一般会計当初予算について
- 第 8 号議案 全国学力・学習状況調査結果の公表について
- 第 9 号議案 大村市いじめ防止基本方針（案）について
- 第 1 0 号議案 大村市社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 号議案 人事案件（秘密会）について

《協議・報告事項》

- 1 小・中学校卒業式告辞について
- 2 卒業式の出席について
- 3 企画展「郷土史クラブの挑戦 2 0 1 4」の開催について
- 4 郷土史講演会の開催について

4 会議録要旨

委員長	<p>ただ今から定例教育委員会を開会する。1 3 : 3 0 議事の順番を変更し、第 3 号議案から第 5 号議案を先に行 い、委員長報告は後に行う。それでは、第 3 号議案の説明をお 願いする。</p>
こども政 策課長	<p>第 3 号議案から第 5 号議案までは、今年 4 月に開園する放虎 原こども園の開園にあたり、幼稚園園則の改正と認定こども園 規則の制定、これに関連する規則の制定である。 第 3 号議案大村市立幼稚園園則の一部改正について教育委員 会の審議を求める。 第 2 条定員について、三浦幼稚園を削除し、放虎原幼稚園を 6 5 人から 7 0 人に変更する。第 5 条の 2 休日等について、内 容は同じであるが、表現を変更したものである。第 8 条幼児に ついて、放虎原幼稚園は満 3 歳からという表現を入れている。 第 1 4 条修了証書について、放虎原幼稚園は認定こども園規則 で定めるため、幼稚園園則から除いている。 続いて第 4 号議案大村市立認定こども園規則の制定について 教育委員会の審議を求める。 主な内容は、第 3 条、園長のほか副園長を置く。第 4 条、幼 稚園園則の所で触れた修了証書について記載している。第 5</p>

	<p>条、預かり保育について、14時から必要な方については預かり保育を実施する。第6条、預かり保育の利用は1月あたり14日以内とする。第7条、給食は1食あたり230円を負担する。</p> <p>続いて第5号議案特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則及び大村市公印規則の一部を改正する規則の制定について教育委員会の審議を求める。</p> <p>報酬については、こども園医とこども園歯科医の報酬を別途定め、公印については、大村市立こども園の園長印を新たに作成するため規則の一部改正するものである。</p>
野口委員	人数が70人に増える理由は何か。
こども政策課長	現在は4歳児5歳児の2年保育であるが、こども園は3歳児から保育するので、3歳児の定員が5名増となる分である。
野口委員	報酬金額については何か基準があるのか。
こども政策課長	明確な基準はないが、幼稚園や保育所で実施している額と合わせた額でお願いしている。医師会等にも相談し、調整している。
委員長	<p>第3号議案から第5号議案までは承認した。</p> <p>議事の順番について、教育長報告の後、第11号議案を先に行い、第6号議案から10号議案は後に行う。</p> <p>次に委員長報告を行う。ふれあい給食や郷土史クラブ発表会に参加した。郷土史クラブ発表会では、保護者の参加が多く、関心を持っていただいていると感じた。子供達の自信にあふれた色々な発表を見て、歴史をかみ砕き自分のものにしていてと思った。</p> <p>今年度もあと一か月半となったが、残された事業を遺漏なきようやっていただきたい。教育長の報告事項をお願いします。</p>
教育長	報告事項は特にない。
委員長	それでは、第11号議案の説明をお願いします。
学校教育課参事	— 説明 — — 内容については秘密会にて省略 —
委員長	第6号議案の説明をお願いします。
文化振興課長	<p>第6号議案平成25年度大村市一般会計補正予算（第6号）について教育委員会の審議を求める。</p> <p>文化振興課分10款5項1目社会教育総務費、民俗芸能保存事業、負担金、補助及び交付金150千円、これは、郡三踊の国指定の答申が1月に出され、指定書交付式に代表者が出席するための旅費の一部を補助するものである。</p>
社会教育課長	<p>社会教育課分、10款5項2目公民館費、公民館管理運営事業、工事請負費13,000千円、これは、郡地区公民館外壁改修工事分である。雨漏り修理について9月議会にて要求したが、総務文教委員会において、漏水箇所を特定し、きちんと防水工事をしていただきたいという意見をうけ、漏水調査を行った。その結果、主に多目的ホール部分の外壁や梁のクラックから漏水が起こっていることが分かった。クラックの原因として</p>

	<p>はコンクリートの性質上乾燥収縮によるものであった。多目的ホール部分以外にも漏水している可能性があるということで、検討した結果、外壁部分全てを防水性のある塗膜財で塗装することにした。これにより雨漏りが確実に防げ、全体的に塗装することで10年間の保証期間が得られる。工事期間が3か月程度かかるため、繰越を行い、6月の梅雨前には終了させたい。</p>
松尾委員	郡コミセンは建って何年くらいか。
社会教育課長	6年である。
松尾委員	防水というのは元々考えていなかったのか。
社会教育課長	壁について、普通防水まではしないそうである。
松尾委員	塗装は何年くらいもつのか。
教育次長	10年間は保障される。
社会教育課長	今回塗装することにより長くもつということである。
委員長	第6号議案については承認した。第7号議案の説明をお願いする。
教育総務課長	<p>第7号議案平成26年度大村市一般会計当初予算について教育委員会の審議を求める。先月の定例会にて予算要求内容を報告しているが、査定留保となっていた分を中心に説明する。</p> <p>小学校管理事業は前年度比2,590千円の増額である。主な理由は、電気料金の値上げや消費税率の変更によるものである。</p> <p>小学校と中学校の非構造物耐震化事業は、小・中学校21校の体育館と中学校の武道場について、吊天井や照明器具といった非構造部材の耐震工事を行う。26年度においては調査業務委託と設計業務委託を行う。事業費は小学校2,643千円、中学校は2,833千円である。</p> <p>小学校教材等整備事業は、理科振興備品が25年度補正予算で整備されたものとして計上していないが、教科書改訂による教師用指導書の購入のため、事業費は6,158千円増額である。</p> <p>中学校教材等整備事業は、小学校同様、理科振興備品を計上していないため、事業費は12,315千円減額である。</p>
学校教育課参事	<p>新規事業について説明する。</p> <p>教育用ICT機器活用事業は、選定した校区にICT機器を導入し、学校教育の充実と学力向上を図る。支援員配置やLAN整備、端末等のデジタル機器購入にかかる事業費は、小学校7,324千円、中学校3,948千円である。</p> <p>小学校特別支援教育整備事業は、大村小学校で行っている通級指導教室について北部拠点校を設置し、竹松小学校に一部移転開設する。施設改修、備品購入等の事業費は8,054千円である。</p> <p>フッ化物洗口推進事業は、従来のブラッシング指導に加え、子供達の虫歯予防のためフッ化物洗口を普及させる。保護者の同意を得ながら実施していく。洗口にかかる薬剤費等の事業費</p>

	は 47 千円である。
社会教育課長	<p>町内公民館育成事業は、当初新築 1 件分の査定であったが、新築 1 件、増改築 2 件が追加され、事業費は 10,035 千円である。公民館は地域のコミュニティの活性の場ということで、増改築等について、優先順位をつけながら今後も取組みたい。</p> <p>社会教育総務費事務費等は、日本 PTA 全国研究大会開催地補助金 192 千円の査定がおりた。</p> <p>図書等整備事業は、復活要求後の図書購入費が当初要求どおり 10,000 千円となった。市民ニーズに応え、図書館の充実を図るためには図書購入費の削減はできないということで、復活要求したものである。</p>
文化振興課長	<p>文化財管理事業は、大村純忠史跡公園塀屋根改修工事、中地区調理場床改修工事の査定がおりた。史跡公園は老朽化によるもの、中地区調理場は発掘文化財の保管場所として使用するための改修である。全体事業費は前年度比 8,648 千円増である。</p> <p>郡三踊国指定記念事業は、国の指定を受けた郡三踊について、市民に披露し、郷土芸能の保存継承を図る。披露への謝礼や消耗品等の事業費は 1,056 千円である。</p>
委員長	学校給食助成事業は 4,737 千円減額とあるが、今まで補助していた燃料費がなくなったということか。
教育総務課参事	今までは学校給食会に燃料費支払をお願いし補助していたが、給食センターで直接燃料費を支払うことになったため、減額となった。
委員長	教員補助員派遣事業について、学力向上補助員 10 名とあるが、業務内容や配置について説明願いたい。
学校教育課参事	学力向上補助員は、県からの補助事業である。学力向上のための支援をするということで、例えば教員免許を持った方が学力の点数を上げるため直接教えたり、ということではない。特別支援教育補助員、要配慮補助員に入っただき、個別の対応を含めて学校全体の一斉授業の子供達の学力向上を図るものである。内容は今までの補助員配置とほぼ変わらない。配置については各学校の実状や市内全体をみながら配置していく。
委員長	竹松小の通級指導教室は、立ち上げるとなると、通級についてのノウハウを持った人の人的配置が大事である。県への要望はされているのか。
学校教育課参事	県への要望は行っている。十分な体制作りに努めていくため、市内の職員を配置するほか、経験者について配慮いただくよう要望している所である。
委員長	ICT 機器活用事業について、タブレット一台の価格は。
教育総務課長	2 種類あるが、一台 8 万円と 5 万円である。
委員長	子供達に一台ずつタブレットを持たせるのか。
学校教育課参事	中学校では、教員がタブレットを持つことで、授業に活かしていく。映像を撮って見せることで生徒に気づかせることができる。

松尾委員	指定校の先生がタブレットを持つことになるのか。
学校教育課参事	そうである。
教育総務課長	中学校のタブレットについては、画面が取り外せてタブレットになるパソコンを予定している。
教育次長	必要な時に取り外してタブレットとして使用し、普段はキーボード付のパソコンとして使用する等、工夫しながら研究を進めたい。
教育長	先生方に慣れていただき、じっくり進めていきたい。先生方のストレスが大きくなると、うまく活用できない。
教育次長	あくまでも道具であり、どう活用するかをしっかりと学校現場に落としてもらいたい。現在あるパソコン教室のパソコンの変更の方向性も含め考えていきたい。
松尾委員	指定校の期間は何年間と予定しているのか。
教育次長	3年間の予定である。
江口委員	支援員というのは、教育関係の方か。
教育次長	ICT 関係専門の方である。
委員長	予算規模としてはどのくらいか。
教育総務課長	全体は約 1 億円減額である。
教育次長	給食センター建設費の分である。
委員長	第 7 号議案については承認した。第 8 号議案の説明をお願いする。
学校教育課参事	<p>第 8 号議案、全国学力・学習状況調査結果の公表について教育委員会の審議を求めるものである。</p> <p>文科省の調査に関する実施要領に基づき、大村市教委としての取扱要領内規について審議を求める。</p> <p>大村市全体の結果について、個別の学校名を明らかにした公表は行わないこととしたい。理由は、調査目的が児童生徒自身の課題把握や改善にあたること、個人の結果が特定できる規模の学校を設置している状況であること、本市は学校選択制でないこと、本市の学校における教育水準はほぼ一定で公平性を担保していること、市学力対策の方針があることからである。</p> <p>学校が自校の結果について公表するときは、課題改善のための取組みおよびその有効性、改善状況、取組み後の方策を併せて公表するように指導したい。また、市教委から提供された公表例示の範囲を超える公開を行う場合は、内容や方法について市教委と事前に充分協議のうえ、行うこととしたい。</p>
江口委員	公表例示の範囲を超える場合とは、どのような場合が考えられるのか。
学校教育課参事	個人の点数や平均点などが考えられる。
松尾委員	教育委員への結果報告についてはどのように考えているか。
学校教育	現在検討中である。情報共有することで、大村市の教育に対

課参事	して方策があるか教育委員会の場でも検討することも必要であると考えている。
松尾委員	学校は現在どういう形で保護者へ公表しているのか。
学校教育課参事	各校が「本校の学力対策についてお知らせします」という形で知らせている。
松尾委員	保護者へ家庭学習の重要さや協力を求めることについてはどう考えているのか。
学校教育課参事	今年度末には、市報において学力調査の結果公表について掲載する。家庭への協力も求める一文も掲載する。教育基本法の家庭教育におかれている大きな位置づけというものを共有しながら実践を伴うことができればと考えている。
委員長	第8号議案については承認した。第9号議案の説明をお願いします。
学校教育課参事	第9号議案大村市いじめ防止基本方針の原案について教育委員会の審議を求めるものである。学校教育課係長から説明する。
学校教育課係長	<p>前月定例会の際、第1次案を提示し説明しているが、その後の変更点について説明する。</p> <p>組織について、大村市いじめ問題等対策連絡協議会の構成員を変更している。市危機管理課、SSW、警察、法務局、その他関係機者を追加している。</p> <p>大村市いじめ問題対策チームとしていたものを、大村市いじめ問題等対策委員会とし、弁護士、医師等第三者を含めた対策委員会という位置づけとした。重大事態が発生したときにもこの対策委員会で充分調査をし、対応していきたい。</p> <p>いじめの防止等のために学校が実施すべき施策の最後に、いじめの四層構造の図を追加している。</p> <p>重大事態が発生したときのフロー図について、大村市いじめ問題等対策委員会へ変更したため、変更している。</p>
野口委員	いじめ防止対策推進法というのは、いじめが発覚してからのことになるのか。
教育長	いじめの未然防止からである。
野口委員	いじめをしないという否定ではなく、反対にいじめをしないために何をするかと言う教育について、具体的に書いていない。
学校教育課参事	各学校においていじめ防止基本方針を策定するよう指導している。その中にいじめ防止についてどうしなければいけないか考える場面が出てくる。
委員長	県の基本方針の中に、人権と生命尊重等あるが、日頃の教育活動の中でやっていくという根底がある。
学校教育課参事	これまでも、各学校の教育活動でやってきている事である。各学校のいじめ防止基本方針の策定にあたり、特にPTA及び関係機関との連携について作るよう通知している。児童会、生徒会の自浄力の育成を目指した自主的な取組みを示すよう指示している。

委員長	学校だけでいじめ防止基本方針を作成するのではなく、児童生徒を含め、地域や家庭が一体となって作成に関わることは大事な部分である。お互いがいじめに対し地域全体で立向かうという風土づくりが今後の課題だと思う。
江口委員	大人のふるまいが問題視されている中、この基本方針にはいじめの防止等に関する基本的考え方として、保護者が家庭にて努めることについて書かれている。子供とちゃんと向き合っているか、毅然とした態度を取っているか、今一度考えるきっかけとなればいいと思う。
委員長	今後に向け、県との連携、市長部局、議会との関係性が発生してくると思うので、連携に努めていただきたい。そして、各学校の実行ある取組みができるよう、学校の基本方針づくりに努めていただきたい。第9号議案については承認した。第10号議案の説明をお願いします。
社会教育課長	第10号議案大村市社会教育委員条例の一部を改正する条例について教育委員会の審議を求めるものである。社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるためである。社会教育法から、社会教育委員の委嘱の基準が削除され、各自治体の条例に規定されることとなったため、市条例の改正を行う。基準について検討した結果、国が示した基準どおり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者とする。
委員長	第10号議案については承認した。議案審議については以上で終了する。

◎協議報告事項として

- 1 学校教育課参事から、小・中学校卒業式告辞について説明があった。
- 2 学校教育課参事から、卒業式の出席について説明があった。
- 3 文化振興課長から、企画展「郷土史クラブの挑戦2014」の開催について説明があった。
- 4 文化振興課長から、郷土史講演会の開催について説明があった。

○次回以降の定例及び臨時教育委員会開催の確認

3月定例教育委員会 3月20日(木) 13時30分～

委員長	以上、報告事項等、全て終了した。本日の定例教育委員会はこれで閉会する。16:00
-----	--